

鴨川市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第 2 号

鴨川市職員服務規程の一部を改正する訓令

鴨川市職員服務規程（平成 17 年鴨川市訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「名札兼身分証明書」を「身分証明書」に改め、同条中「名札兼身分証明書（別記第 1 号様式）及び職員き章を携帯」を「身分証明書（別記第 1 号様式）、職員き章及び名札を携帯し、」に改める。

別記第 1 号様式中「名札兼身分証明書」を「身分証明書」に改め、「(表・名札)」及び「(裏・身分証明書)」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。